

ごみの減量化と再資源化

ごみの減量化と再資源化を実現するため、本市の次の各導策にご協力をお願いします。

また、地域住民団体や団体の皆様の方々に有効的な制度もありましてお問い合わせください。

◆再生資源集団回収制度

自転車・子供会などの郵便・住民団体が再生資源を回収しますと、市から報奨金が支給されます。



地政住民団体が市の資源回収業者に申し込み、貯め立てるということで、回収業者からも貢献料金が支入としてあります。地域住民団体の活動費用としては結果いただけます。

◆ごみ減量化・再資源化推進宣言の店

「ごみ減量化・再資源化推進宣言の店」の指定店として、指定していることを本市のホームページに店名を掲載させていただきます。お店の直伝として、有効活用できますので、お知りお問い合わせください。

◆粗大ごみのリユース

粗大ごみとして取扱った家具と日用品を再商品として、有効利用するため、リユースフルースタジアム等にお譲り下さい。家具は既付で、日用品は有料で、提供します。

次回は、8月に開催予定です。

◆フリーマーケット

ごみの減量化を資源保護に対する関心を高めていただくことを目的として、芦屋山荘北分と連携しフリーマーケットを開催します。

【開催日時】6月8日(日)午前9時～午後3時(雨天中止)
【開催場所】芦屋駅北東ペデストリアンデッキ
【主催者の詳細】市ホームページをご覗ください。

問い合わせ 環境施設課 ☎32-5391

10月1日から 持ち込みごみは予約が必要になります

問い合わせ 環境施設課 ☎32-5391

環境処理センターに持ち込まれるごみについて、ごみの減量化や適正燃焼の施設のため、10月1日から、予約が必要になります。持ち込むのは、店内でをしたごみに限ります。

ご協力をお願いします。

- 目的 ごみの減量化や適正燃焼を達成するため、10月1日(水)から環境処理センターに持ち込まれるごみは、事前の予約が必要になります。また、予約制の導入により、事業者ごみが持ち込まれる状況を把握し、市内の店は、事業所から出されるごみの燃費処理を強化します。
- 予約の時にお聞きすること ①市内のごみですか？ ②燃費系のごみですか？ ③事業系のごみですか？ ④ごみの種類は何ですか？ ⑤登録日はいつですか？ ⑥ご住所はどこですか？ ⑦荷物が持ち込みますか？

ご予約が済むと、未品が混み合ってつながりにくい場合があります。ご了承ください。

「持ち込みごみ」の予約からごみを捨てるまでの流れ

予 約

1 週間前から前日までに予約をしてください。

9月21日(水)から電話で予約ができます。

10月1日(水)から予約による持ち込みが始まります。

【予約専用電話】☎32-5375

お受け取扱いのないようお願いします。

《月曜日～金曜日》※毎日も受け付けます。

■午前9時～午後

■午後の時間分～4時20分

火曜末午後は、取り扱いが異なります。



予約した持ち込みの当日

来さざるを申します。施設物類を支払います。

ごみを捨てます。

完了

○予約番号は、何番ですか？

○本人確認のため、運転免許証等を見せてください。

ごみの持ち込みに必要なことをお聞きします。

あなたの予約番号は、○○の番です。

環境処理センター運転状況結果(平成25年度)

1 燃却灰熱灼減量		単位 %
項目	年平均値	規制値
燃却灰量		100%
測定日	3.96	
(1)騒音	単位 dB	
区分	燃却炉運転中 境界内 境界外	敷地境界内に おける基準値
測定日	11月20日～21日	—
〈朝〉午前6時～8時	46(53)	50
〈昼〉午前8時～午後6時	52(56)	50
〈夕〉午後6時～10時	43(53)	50
〈夜〉午後10時～午前6時	41(43)	45
※(1)は、周辺の道路騒音などの外品を含む算定		
(2)振動		単位 dB
区分	燃却炉運転中 境界内 境界外	敷地境界内に おける基準値
測定日	11月20日～21日	—
〈昼〉午前2時～午後7時	30	50
〈夜〉午後7時～午前8時	27	55
(3)臭気		
区分	環境処理センター敷地境界	
測定日	11月20日	
悪臭物質濃度	すべて悪臭防止法基準内	

3 大気環境調査

区分	単位	竹下浜小学校	高浜町9号店	規制値
測定日	—	10月7日～8 平成26年2月 E1 19日～20日	10月7日～8 平成26年2月 E1 19日～20日	1月平均 規制基準
浮遊粒子状物質	mg/m³	0.022	0.012	0.015
二酸化硫黄	ppm	0.03	0.01	0.03
二酸化窒素	ppm	0.014	0.013	0.013
一酸化窒素	ppm	0.016	0.013	0.008
二氧化硫	ppm	<0.01	0.001	0.001

区分	単位	1号炉	2号炉	基準値/規制値
測定日	5月22日	11月10日	7月17日～9月28日 平成26年1月15日～平成26年2月26日	—
ばいじん	g/m³	<0.001	<0.001	0.001 0.008
硫酸試験	ppm	<1	2	<1 <1 <1 25 150
窒素酸化物	ppm	40	31	30 42 43 60 250
塩化水素	ppm	1	6	4 3 5 <1 25 420

4 排出ガスの排出濃度

区分	単位	1号炉	2号炉	基準値/規制値
測定日	—	5月22日	11月10日	—
ばいじん	g/m³	<0.001	<0.001	0.001 0.008
硫酸試験	ppm	<1	2	<1 <1 <1 25 150
窒素酸化物	ppm	40	31	30 42 43 60 250
塩化水素	ppm	1	6	4 3 5 <1 25 420

5 排ガス中のダイオキシン類

単位 寸法換算値 ng-TEQ/m³

区分	1号炉	2号炉	規制値
測定日	5月22日	平成26年1月15日	—
ダイオキシン類	0.096	0.012	1.0

6 燃却灰・バグ灰中のダイオキシン類

単位 寸法換算値 ng-TEQ g-dry

区分	燃却灰	バグ灰	規制値
測定日	平成26年1月15日	平成26年1月14日	—
ダイオキシン類	0.078	0.25(%)	3

※バグ灰は、更燃炉を廃してから、基準(燃焼炉)を適用しない。